

自分らしく安心して暮らせるよう、 支えていきたい



皆さんは市民後見人制度をご存じですか？弁護士などの専門的な職業の人に代わり、一般の市民が後見人となって支援をする制度です。今回、県西部地区で初の市民後見人に選任されたのが、松下智子さんです。

松下さんは、7年前から市社会福祉協議会（以下、社協）の日常生活自立支援事業の生活支援員として活動していました。その中で、市民後見人養成講座があることを知り、社協からの勧めもあり受講することに。およそ1年半の講座では、法律や障がいのことなど専門的な勉強や、福祉施設での実習などを行い、制度への理解を深めました。松下さんは、「専門的な勉強は大変でしたが、福祉施設での実習で利用者が心を開いてくれた時はうれしかったです。いろいろな人の縁があって、後見人になることができました」と振り返ります。

市民後見人制度について松下さんは、「昔は親族が支援をすることが一般的でしたが、今はなかなか難しいです。後見人の必要性が高まっていると感じています。本当に困っている人には支えが必要なので、制度を知ってもらって少しでも役に立てればと思います」と思いを話してくれました。

そんな松下さんの活動をサポートする社協の後藤瑞希さんも、「熱心に取り組んでいただき、とても心強いです。社協も監督人として活動をサポートしていきます」と今後の活動に期待を寄せます。

現在、松下さんは精神科に入院している成人男性の支援を行っています。責任ある業務ですが、松下さんは「これから被後見人の方との面談を増やしていき、被後見人の方が自分らしく安心して暮らせるよう、支えていきたいです」と話してくれました。

県西部地区初の市民後見人

ともこ 松下智子さん(つつじヶ丘)

市民後見人制度とは

一般の市民が後見人となり、認知症や障がいなどの理由により、判断能力が十分でない人に代わって、財産管理や契約行為などの支援を行う制度です。家庭裁判所から選任された市民後見人は、市社会福祉協議会の監督を受けながら活動し、被後見人に寄り添ったきめ細やかな支援を行います。市では掛川市・御前崎市と連携して養成に取り組んでいます。



1 2 社協の大橋真佐美会長から修了証が手渡され、激励の言葉が贈られる 3 社協の担当職員に相談しながら支援活動を行う

